

原議保存期間	30年(平成57年3月31日まで)
有効期間	一種(平成57年3月31日まで)

警察庁丙交指発第4号、丙交企発第5号

平成27年1月23日

警察庁交通局長

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長

非衝撃式印字装置により印字するときの納付書の様式について

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成27年内閣府令第5号）が本日公布され、本年6月1日から施行されることとなったところであるが、道路交通法施行規則別記様式第28について、非衝撃式印字装置により印字するときの様式は別添のとおりとし、本年6月1日から適用することとするので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

別添

(交) 納付書・領収証書 国庫金	(交) 領 収 控 国庫金	(交) 領 収 済 通 知 書 国庫金
(番 号)	(年 度)	(年 度)
(番 号)	(番 号)	(番 号)
住所	住所	住所
氏名 殿	氏名 殿	氏名 殿
納付場所 日本銀行本支店、代理店又は歳入代理店	納付場所 日本銀行本支店、代理店又は歳入代理店	納付場所 日本銀行本支店、代理店又は歳入代理店
納付期限 平成 年 月 日限り	納付期限 平成 年 月 日限り	納付期限 平成 年 月 日限り
納付期限後に納付することはできません。		
一般 会計 金額	内閣府主管(番 号) (取扱庁名(番 号)) 万 千 百 十 円	左記の金額を領収しました。 (領収日付印) 金額
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 現金納付 有価証券又は収入印紙による納付はできません。 </div>		
(注意) 1 金額欄の数字の訂正はできません。 2 この納付書は3片1組となっていますから3片とも納付場所に提出して下さい。		
納付区分	(仮・本・指)	
告知 通告 指示	平成 年 月 日	

一般 会計 金額	内閣府主管(番 号) (取扱庁名(番 号)) 万 千 百 十 円	左記の金額を領収しました。 (領収日付印) 金額
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> (宛先) 歳入徴収官又は歳入徴収代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地 </div>		
納付者通知票 (番 号)		
通知	平成 年 月 日	金額 万 千 百 十 円
納付期限	平成 年 月 日	領収 平成 年 月 日
納付区分	(仮・本・指)	
告知 通告 指示	平成 年 月 日	

- 備考 1 「納付区分」欄は、告知する場合には「仮」の文字を、通告する場合には「本」の文字を、家庭裁判所の指示を受けた者に交付する場合には「指」の文字を記載するものとする。
- 2 納付書を再発行するときは、各片上欄左肩に「再」() (は警察署名等)を押印するものとする。
- 3 各片の右上欄の番号及び納付者通知票の番号は、告知書の番号(指示に係る納付の場合にあつては指示書の番号)と同一とする。
- 4 用紙の大きさは、おおむね縦11センチメートル、横23センチメートルとする。
- 5 「領収日付印」欄の大きさは、おおむね縦3センチメートル、横3センチメートルとする。
- 6 上記各号に掲げるもののほか、歳入徴収官事務規程(昭和27年大蔵省令第141号)別紙第4号書式の備考によるものとする。